

統合の実現を求める請願“採択”

添えられ提出された請願書は、5月14日の第2回臨時会で上程された霞ヶ浦地区小学校統廃合に係る関連議案や、議賛成多数で可決されました。(第2回臨時会の審議結果はP)

霞ヶ浦地区の市立小学校統廃合に関する意見書

本市が進める小中学校適正規模化計画に対しては、これまで、「中学校の統合により通学が危険となる生徒に対しスクールバスの運行を求める請願書」や「小学校統廃合の慎重審議を求める請願書」が提出され、議会はこれを採択してきており、これらの請願の趣旨も踏まえ、学校統廃合問題に対して慎重姿勢で臨んでまいりました。

そのような中、今回、「子どもたちが待ち望む霞ヶ浦地区の小学校統合の実現を求める請願書」が提出され、三千名を超える署名に加え、霞ヶ浦地区の各小学校PTA会長全員が署名をしていることは、大変重く受け止めなければならないと認識するところであります。

しかし、多くの市民が霞ヶ浦地区の小学校統合を望む一方、学校統合事業に関しては、まだ、解決されていない課題があることも事実であり、我々、かすみがうら市議会は、次のことを要望するものである。

記

1 廃校地域の対応について

- ・霞ヶ浦地区小学校は避難所兼避難場所などにも指定されていることから、廃校となった後の地域の安全・安心の確保の観点から、廃校後は、施設を安易に撤去することなく、地域住民の意向も十分に聴取のうえ方針決定すること。
- ・小学校の廃校により地域が過疎化することのないよう、廃校後の地域の活性化対策に十分配慮すること。

2 通学路の安全確保及びスクールバスの運行について

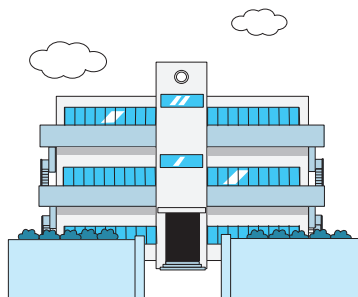
- ・通学路については、安全検証を実施し安全確保に努めること。また、スクールバスの運行方法については、保護者の意見をよく聴取し、安全・安心な通学ができるよう十分留意すること。

3 市の教育方針について

- ・現在、千代田地区の小学校統合方針は未決定の状態であり、今回の統合がイコール市の統合計画にならないようにすること。
- ・千代田地区の教育方針については住民の合意形成に誠心誠意努めること。

4 市の財政について

- ・学校統合に伴う経費により市の財政が悪化するようなことの無いよう、適切で計画的な財政運営を行っていくこと。



霞ヶ浦地区の小学校

(霞ヶ浦地区の各小学校PTA会長を含む3千名超の署名が審査され、賛成多数で採択されました。また、同臨時会に員発議により提案された「意見書」も審議され、いずれも7参照)

子どもたちが待ち望む霞ヶ浦地区の小学校統合の実現を求める請願書

【請願趣旨】

霞ヶ浦地区の子どもたちは小学校の統合を心待ちにし、新しい学校で、より多くの友達とふれあい、活気ある学校生活を送る日をとても楽しみにしています。

霞ヶ浦中学校はスムーズに統合し、地域を挙げて喜んでいます。保護者は、小学校についても、勉強ばかりではなく、運動会や合唱、ゲームなどの活気ある活動や、クラス替えによる新しい出会い、コミュニケーション力の向上など、期待は高まるばかりです。

地域においても、地元の小学校がなくなるという寂しさはあるものの、子どもたちの将来を考えて統合は受け入れられています。

市の財政状況は厳しいと思いますが、学校は、子どもたちが一日を過ごす施設ですので、耐震化や改修の予算は優先的に確保されるべきです。

【請願事項】

霞ヶ浦地区の小学校統合について、心待ちにしている子どもたちの希望をかなえるとともに、保護者の強い期待や地域の理解にこたえ、予定どおり実現できるよう条例化するとともに、新しい学校にふさわしい施設となるよう耐震化や改修の予算を優先的に確保し、速やかに実現するよう求め請願します。

【賛成討論抜粋】 学校設置条例一部改正案（第35号）

◆対象となる全小学校のPTA会長を筆頭に3,653名の方から請願が出されました。このような熱意に動かされ、市当局としても財源の確保に努められ、健全財政と教育への投資拡大という難題に真剣に向き合われた上での提案であると評価しております。

◆学校統合については、市民の皆様は、議会が否決（平成26年第1回定例会）するとは思っていなかったと感じます。だから、霞ヶ浦地区のPTA会長を先頭に、多くの署名をもって、これを考え直していただくという活動が行われたわけです。議員各位の考えを改めていただき、満場一致で賛同いただきたく思います。

【反対討論抜粋】 学校設置条例一部改正案（第35号）

◆地域から学校がなくなることは、廃れてゆく地域の末路、少子高齢化の加速、さまざまな惨めな現状が訪れ、買い物弱者難民や若者が住まない、嫁が来ない地域になることは必然です。廃校となる小学校の跡地問題は議論されず、統合先にありきとなっていることも問題です。後世に禍根を残さないためにも、もっと住民と慎重に議論を重ねた上で判断すべきです。

式場使用料(石岡地方斎場)格差解消を求める請願“採択”

石岡地方斎場移転に伴う式場整備に本市は加わらないとしたことから、式場使用料に格差が生じたとして、格差解消を求める請願が、平成26年第1回定例会（3月）に提出されました。

議会閉会中に開催された特別委員会において審査結果がでたことから、第2回定例会本会議で議題となり、採決の結果、賛成多数で採択されました。



▲石岡地方斎場式場（移転後）

新石岡地方斎場の式場の使用料の格差解消を求める請願書

宮嶋市長は、これまで石岡地方斎場については、“市民の利益を守るため”にとのスローガンのもと規模縮小を求め、三市の協議により計画を見直し、当市の負担は4億円以下という線で落ち着きました。

その当時も、どのような利用料金体制となるのか危惧されておりましたが、残念なことに、具体的な方針が示されず、現在に至っております。

そのような中で、新石岡地方斎場が、平成26年4月21日から使用できるとのことです。それに伴い、先般、「火葬場及び式場使用料の改正案」が示されました。

この内容からすると、式場の利用料は、石岡・小美玉市の市民は、通夜・葬式で6万円である一方、かすみがうら市の市民は、20万円ということです。

この利用金額を聞き、我々は、大変驚いております。

新石岡地方斎場は、石岡市・小美玉市・かすみがうら市で運営する広域施設であり、その構成員にあっては、誰しものが平等に扱われるべきであり、このような差別ともいえるべき待遇があってはならないこととあります。

このような料金体制では、市民の利益を守るところか、市の負担を市民に転嫁していると言わざるを得ません。

これらを踏まえ、構成市の格差を解消し、かすみがうら市民の誰しものが利用できるよう、以下の点について、利用料に対する助成措置を講ずるよう、強く要望するものである。

記

- 1 石岡地方斎場組合の構成市の格差を解消するため、かすみがうら市民に対し、助成措置を講ずること。
- 2 助成の基本的な考え方は、式場の市民負担の限度額は3万円／回とし、それ以上の負担額については、助成措置を講ずること。
- 3 かすみがうら市（千代田地区及び霞ヶ浦地区）の市民がだれでも利用できるように、助成措置を講ずること

『ごみ広域処理』を求める決議を“可決”

～将来の多大な財政負担を懸念～

第2回定例会の最終日に、『ごみ処理施設更新に伴う市民の負担増を避けるため広域処理を求める決議』が議員発議により提出され、賛成多数で可決されました。



▲環境クリーンセンター

ごみ処理施設更新に伴う市民の負担増を避けるため広域処理を求める決議

現在、本市のごみ処理は、平成7年4月に供用開始した「新治地方広域事務組合環境クリーンセンターごみ焼却施設」で処理を行っている。供用開始後19年が経過し、焼却施設の一般的な耐用年数を25年とした場合、残存寿命は約5年であり、平成31年度末には施設の寿命を迎えることとなる。ごみ処理が中断できないことは言うまでもなく今後の対応について早期に検討する必要がある。

そのような中、本市と石岡市は、平成18年7月から「循環型社会形成推進検討会」において、小美玉市、茨城町を含めた4市町で、新たなごみ処理施設を広域で設置することについて検討を進めてきた。

しかし、平成25年12月26日開催の第1回首長意見交換会において宮嶋市長が、4月以降に設置される協議会には参加しないことを表明したことから、本市は孤立している状況にある。

平成31年度には広域処理の協定期間が満了となり、新治地方広域事務組合から土浦市、石岡市がともに脱退することが確実視される中、本市単独で新ごみ処理場を整備・運営しなければならないことも予測される。

その場合の整備費用は約44億円にも達し、4市町による広域処理の場合の整備費用負担額、約16億円と比較した場合、28億円もの巨額な負担増を招くことになる。

また、運営費についても、本市単独となった場合には、当然、非効率となることから財政的負担額は計り知れないものとなる。

さらには、市長は一般質問の答弁において「ごみ処理計画にあわせ、有料化の検討が必要であると思われます。」と発言しており、このことから、将来的には可燃ごみが有料化され、市民に負担が求められる状況になることも想像に難くない。

以上のことから、我々かすみがうら市議会は、市の多大な財政負担と有料化による市民への個人負担を防止するため、単独でのごみ処理場の整備・運営にならないよう、石岡市、小美玉市、茨城町との広域設置、広域運営に向けた協議会への復帰を強く要請するものである。

以上、決議する。